

八条コミュニティ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、八条コミュニティ（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を八条地区公民館内（豊岡市九日市下町402番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、八条地区（以下、「地区」という。）内の住民及び団体等が協力し、各種の地域活動を通じて、地区における諸課題の解決を図るとともに、「明るく元気で住みよい八条づくり」に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術・文化・スポーツなど生涯学習活動の推進に関する事。
- (2) 防災及び防犯活動の推進に関する事。
- (3) 福祉の向上及び健康の増進に関する事。
- (4) 快適環境及び安全の確保並びに地域の活性化及び振興に関する事。
- (5) 各区及び各種団体の地域づくり活動との連絡調整に関する事。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する別表第1に定める団体
- (3) 地区に住所を置き、本会の目的に賛同する事業所

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第7条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が召集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から請求があったとき開催する。

- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席した代議員のうちから選任した1名と議長が署名押印する。
- 6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は傍聴することができる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他本会の重要な運営に関すること。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、幹事及び事務局長をもって組織し、必要に応じて会長が召集する。
- 3 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) 本会の運営及び事業の執行に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会は、次のとおりとする。
 - (1) 公民館部
 - (2) 地域振興部
 - (3) 福祉部
 - (4) 防災部
- 4 部会は、総会において選出される部長及び各区から選出された者をもって構成し、各区から選出する人数は部会に1名とする。ただし、公民館部にあつては5名とする。
- 5 公民館部長及び地域振興部長は、第14条の規定に準じて選任する。福祉部長及び防災部長は、部会員の互選により選出する。各部長は、第13条に規定する幹事の職を兼任する。
- 6 部会に部会員の互選による副部長を置く。ただし、公民館部副部長は、高年部長がその任にあたるものとする。副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会員の任期は1年とする。ただし、公民館部長及び地域振興部長の任期は、本会役員の任期に準じる。いずれも再任を妨げない。

第3章 代議員

(代議員)

- 第10条 代議員は、各区から選出された者及び本会が別表第2に定める団体の代表者で構成する。
- 2 各区から選出する者の人数は、別表第3のとおりとする。

(代議員の任務)

第 11 条 代議員は、総会において第 7 条第 7 項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第 12 条 代議員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 幹 事 数名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選出)

第 14 条 役員を選出は、会長から委嘱された選考委員会が推薦し、総会において決定する。

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 幹事は、会務の円滑な推進に努める。
- (4) 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第 16 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第 17 条 本会に評議員を置く。

- 2 評議員は、八条区長会を構成する者とする。
- 3 評議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(顧問)

第 18 条 本会に、必要により顧問を置き、会長がこれを任命する。

- 2 顧問は、会長が必要とするとき、会議に出席できる。
- 3 顧問は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

第5章 財 務

(経費)

第 19 条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(地区負担金)

第 20 条 本会の目的を達成するため、各区は別に定める金額を地区負担金として拠出する。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(事務局)

第 22 条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長のほか必要な職員を充てる。

(補則)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成29年2月5日から施行する。

2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

別表第1

第5条第1項第2号 に定める団体	スポーツクラブ21とよおか八条クラブ
	八条校区子ども会育成会
	豊岡防犯協会八条支部
	八条地区民生委員・児童委員
	八条健康推進会

別表第2

第10条第1項に定 める団体の代表者	スポーツクラブ21とよおか八条クラブ理事長
	八条校区子ども会育成会長
	豊岡防犯協会八条支部長
	八条地区民生委員・児童委員代表
	八条健康推進会長

別表第3

第10条第2項に定 める各区の代議員数	各区(納屋区を除く)	5名
	納屋区	2名